

## 中国税務及び 投資情報

# 外国企業駐在員事務所に対する 管理の強化

中国が新しい外国企業駐在員事務所(以下、「駐在員事務所」と略称)登記管理条例を公布

### 概要

駐在員事務所については以前、『中国税務及び投資情報』第2010001号(「代表機構はまだ中国進出の効果的な形式か」で、国税発[2010]18号の公布に伴う政策の変化、管理の厳格化(人数や業務範囲の制限など)の影響を中心に、駐在員事務所が依然として中国進出に適した組織形態であるかを議論しました。

国務院は2010年11月19日に新しい「外国企業駐在員事務所登記管理条例」(以下、「新管理条例」と略称)を公布しました。これは従来の国家工商行政管理総局が公布した管理弁法(以下、「旧管理弁法」と略称)に代わるものです。新管理条例は2011年3月1日より施行されます。

1983年に制定された旧管理弁法と比較すると、新管理条例では、駐在員事務所の業務範囲、設立、変更、抹消、責任などに関する規定がより厳しくなっています。

新管理条例の要点、予想される主要な影響についてまとめ、駐在員事務所をすでに設立している、もしくは設立を予定している海外の投資者が留意すべき点を紹介いたします。

### 新管理条例の要点

#### 駐在員事務所の性質及び業務範囲

駐在員事務所は、外国企業が自己の業務に関連する非営利的な活動を行うために中国国内に設立した事務所と定義されています。営利的な活動への従事が認められている外商投資企業とは異なり、独立した法人格は備えておらず、当該外国企業本社の延長であると位置づけられます。

駐在員事務所が従事できる非営利性活動は、次の通りです。

- ▶ 本社の製品やサービスに関連する市場調査、展示、宣伝
- ▶ 製品の販売、サービスの提供、国内仕入、中国国内投資に関する本社への連絡

業務範囲については、旧管理弁法から大きな変更はありませんが、従事可能な活動についてはより詳細な指針が示されています。

駐在員事務所は、海外本社への連絡業務などの非営利的な活動にしか従事できないとされているにも関わらず、現実には課税を免れるケースはまれです。営利的な活動に従事しているとみなされ、納税申告を要求される場合がほとんどです。その際に適用されるみなし利益率の引き上げが昨年行われたことで、実際の活動と税務上の取り扱いとのずれはさらに拡大しています。

## 駐在員事務所の設立、変更及び抹消

### 駐在員事務所の設立

- ▶ 本社は首席代表1名を派遣する。業務に応じて代表1～3名も派遣することができる。
- ▶ 業務期間は、本社の存続期間を超えることはできない。
- ▶ 特殊な業務に従事する場合は、監督機関の承認を受け、承認日から90日以内に登記を行う。

### 駐在員事務所の変更

- ▶ 登記事項に変更があれば、変更日から60日以内に変更登記を申請する。
- ▶ 事前承認が必要な特殊な業務に従事している場合、承認日から30日以内に変更登記を申請する。
- ▶ 業務期間の延長は、期間満了日の60日前から申請できる。

### 駐在員事務所の抹消

以下の事由が発生した場合、発生日から60日以内に、登記機関に抹消を申請しなければなりません。

- ▶ 本社が駐在員事務所を閉鎖する場合
- ▶ 業務期間満了後に業務活動を継続しない場合
- ▶ 本社が存続できなくなった場合
- ▶ 政府機関により閉鎖を命じられた場合

## 年度報告書

毎年3月1日から6月30日までの間に、登記機関へ年度報告書を提出しなければなりません。報告書には、本社の存続可能性、駐在員事務所の業務の実施状況、会計士事務所の監査を受けた収支状況などが含まれます。

## 首席代表の任職資格

下記のいずれかに該当する者は、代表に就任することができません。

- ▶ 中国の国家の安全や公共の利益を損ねたことを理由に処罰を受けている。
- ▶ 中国の国家の安全や公共の利益を損なう違法な活動に従事したことを理由に、登記抹消、業務停止、もしくは閉鎖命令を受けた駐在員事務所において代表を務め、それらの処分の日から5年間を経過していない。
- ▶ 国家工商行政管理総局が規定するその他の条件。

## 新管理条例で新たに加わった規定

### 駐在員事務所の設立資格の厳格化

中国進出を図る多国籍企業の多くが、とりわけその初期段階において、駐在員事務所という組織形態を採用してきました。新管理条例は、駐在員事務所の本社についても、厳格な規定を設けています(2年以上の存続期間の要求、派遣人数の制限)。これらは旧管理弁法では設けられていなかった規定で、工商外企字[2010]4号における規定を踏襲するものです(工商外企字[2010]4号の詳細については、『中国税務及び投資法規速報』第2010004号をご覧ください)。

また首席代表の就任資格については、次の条件が追加されています。

- ▶ 国家の安全や公衆の利益を脅かす、もしくは損ねる個人は、首席代表に就任することができない。

新管理条例と旧管理弁法では、首席代表の就任資格の規制の着眼点が異なります。旧管理弁法では外国パスポートの所有を要件としていましたが、新管理条例では個人の行為が基準として用いられています。

### 報告の要求

2011年3月1日より、全ての駐在員事務所は毎年3月1日から6月30日までの間に、工商管理局に対して年度報告書を提出する必要があります。年度報告書には、下記の情報が含まれます。

- ▶ 本社の存続可能性
- ▶ 駐在員事務所の業務の実施状況;
- ▶ 会計士事務所の監査を受けた収支状況。

これは新管理条例で新たに設けられた規定です。

### 罰金の増額

不正行為に対する罰金は増額されています。外国企業が登記を行わずに駐在員事務所を設立した、もしくは駐在員事務所の業務に従事した場合、旧管理弁法では10,000元以上の罰金と規定されていましたが、新管理条例では50,000元以上、かつ200,000元以下の金額が罰金として科せられます。

駐在員事務所が営利的な活動に従事した場合、旧管理弁法での20,000元以下の罰金が規定されていましたが、新管理条例では50,000元以上、かつ500,000元以下の金額が罰金として科せられます。

さらに新管理条例は、その他の罰則の対象となる行為が新たに追加されています。

### 弊社の所見

みなし利益率が10%から15%に引き上げられ、また租税条約上の優遇規定以外に駐在員事務所が享受できる税制上の優遇措置もなかったことから、税務の観点からは、中国進出時に駐在員事務所を選択する意義は薄れていました。その上に新管理条例により、上述の規定や制限、負担が加わったことで、外国企業は中国進出戦略の見直しを迫られているといえます。

### 明確にされていない点

旧管理弁法では、業務期間として1年を上回る期間を設定することは認められていませんでした。新たに設立された駐在員事務所であっても、業務期間が1年の登記証しか取得できず、実務上は期間満了前に延長申請を行っていました。登記機関は2年から3年の延長を認めるのが一般的です。新管理条例は、業務期間については明確に触れておらず、本社の存続期間を上回る業務期間を設定できないことのみを規定しています。文面のみを見れば、新管理条例により、業務期間の1年の上限は廃止されたと解することもできます。

新管理条例では、駐在員事務所を設立する外国企業は、少なくとも2年間存続している必要があります。実務上は1年以上の存続を示す法的な文書を提供できないことも想定されますが、その場合にどのような資料が特例として代替物と認められるのかは明らかにされていません。

新管理条例では、駐在員事務所は、本社の業務に関連する非営利的な活動のみに従事することが認められていますが、非営利性の定義はまだ明らかにされていません。たとえば、ある米国企業A社の駐在員事務所が、A社のOEM供給元との連絡業務を行い、かつA社の関連企業に対して中国市場の情報を提供しているとします。この場合に駐在員事務所の活動は規定に抵触するのでしょうか？ そうであればどちらの活動が問題なのでしょうか？ OEM供給元が生産活動を行っているために連絡業務に営利性があると判断されるのでしょうか。それとも、市場情報の収集自体には営利性はないが、本社ではなく関連者に情報提供を行っていることがサービスの提供と判断されるのでしょうか？ 規定違反を避けるためには、専門家の見解を聞く必要が依然として残っています。

## 対応策

新管理条例では、法定の期限(2011年6月30日)までに、年度報告書を提出することを要求されています。駐在員事務所は速やかに対応を図り、報告書の形式やどのような会計士事務所が報告書を作成できるのかなどの点について、税務局に問い合わせ、必要資料の準備を開始することをお勧めします。不明な点があれば、専門家への相談をお勧めいたします。

また、収支状況を開示する年度報告書は、税務局ではなく、工商管理局に提出するものですが、当該情報は税務局にも何らかの形で伝わる可能性があります。その情報によって、税務局が現行の企業所得税及び営業税の納税方法を見直すこともありえます。支出額が大きいにもかかわらず、実際の収入に基づいて利益を推定する方法で申告を行っているために、税金の負担が軽くなっているような場合には、納税方法の見直しに注意する必要があります。

駐在員事務所に対する管理や制限の強化や課税額の増加を考慮すると、海外の投資者は現在の組織構成のあり方を見直し、駐在員事務所がいまだに中国進出に適した形態なのかを検討する時期が来ているといえます。外商独資企業のような他の組織形態の方が適している場合もあるため、中国国内において長期的な投資を計画している場合には慎重に選択を行うべきです。



# 連絡先:

## ▶ 华中区

沈珏文 (公司税服务)  
+86 21 2228 2298  
[alfred.shum@cn.ey.com](mailto:alfred.shum@cn.ey.com)

夏燕 (公司税服务)  
+86 21 2228 2886  
[audrie.xia@cn.ey.com](mailto:audrie.xia@cn.ey.com)

章卿 (企业交易税务服务)  
+86 21 2228 2871  
[bill.zhang@cn.ey.com](mailto:bill.zhang@cn.ey.com)

Brian-Joseph Foley (TARAS)  
+86 21 2228 2069  
[brian-joseph.foley@cn.ey.com](mailto:brian-joseph.foley@cn.ey.com)

邓师乔 (公司税服务)  
+86 21 2228 2116  
[carrie.tang@cn.ey.com](mailto:carrie.tang@cn.ey.com)

Chris Finnerty (国际税务咨询服务)  
+86 21 2228 3005  
[chris-j.finnerty@cn.ey.com](mailto:chris-j.finnerty@cn.ey.com)

史川 (公司税服务)  
+86 21 2228 4306  
[chuan.shi@cn.ey.com](mailto:chuan.shi@cn.ey.com)

周康城 (公司税服务)  
+86 21 2228 3009  
[derek.chow@cn.ey.com](mailto:derek.chow@cn.ey.com)

卜新华 (人力资本服务)  
+86 21 2228 3880  
[freeman.bu@cn.ey.com](mailto:freeman.bu@cn.ey.com)

高根强 (公司税服务)  
+86 21 2228 2105  
[genqiang.gao@cn.ey.com](mailto:genqiang.gao@cn.ey.com)

陶宗怀 (TARAS)  
+86 21 2228 3268  
[iris.tao@cn.ey.com](mailto:iris.tao@cn.ey.com)

吕晨 (企业交易税服务)  
+86 21 2228 2798  
[jesse.lv@cn.ey.com](mailto:jesse.lv@cn.ey.com)

田雯琦 (转让定价服务)  
+86 21 2228 2115  
[jessica.tien@cn.ey.com](mailto:jessica.tien@cn.ey.com)

Luis Coronado (转让定价服务)  
+86 21 2228 3366  
[luis.coronado@cn.ey.com](mailto:luis.coronado@cn.ey.com)

费敏 (国际税务咨询服务)  
+86 21 2228 2582  
[min.feil@cn.ey.com](mailto:min.feil@cn.ey.com)

俞志扬 (人力资本服务)  
+86 21 2228 2287  
[norman.yu@cn.ey.com](mailto:norman.yu@cn.ey.com)

夏俊 (公司税服务)  
+86 21 2228 2878  
[patricia.xia@cn.ey.com](mailto:patricia.xia@cn.ey.com)

Robert Smith (间接税服务)  
+86 21 2228 2328  
[robert.smith@cn.ey.com](mailto:robert.smith@cn.ey.com)

陈嘉华 (公司税服务)  
+86 21 2228 2327  
[sarah-kw.chan@cn.ey.com](mailto:sarah-kw.chan@cn.ey.com)

Titus von dem Bongart (German Desk)  
+86 21 2228 2884  
[titus.bongart@cn.ey.com](mailto:titus.bongart@cn.ey.com)

田川利一 (国际税务咨询服务)  
+86 21 2228 2118  
[toshikazu.tagawa@cn.ey.com](mailto:toshikazu.tagawa@cn.ey.com)

邱辉 (转让定价服务)  
+86 21 2228 2941  
[travis.qiu@cn.ey.com](mailto:travis.qiu@cn.ey.com)

谭绮 (公司税服务)  
+86 21 2228 2648  
[vickie.tan@cn.ey.com](mailto:vickie.tan@cn.ey.com)

唐荣基 (公司税服务)  
+86 21 2228 2186  
[walter.tong@cn.ey.com](mailto:walter.tong@cn.ey.com)

## ▶ 华北区

兰东武 (公司税服务)  
+86 10 5815 3389  
[alan.lan@cn.ey.com](mailto:alan.lan@cn.ey.com)

蔡伟年 (国际税务咨询服务)  
+86 10 5815 3230  
[andrew.choy@cn.ey.com](mailto:andrew.choy@cn.ey.com)

陈明宇 (公司税服务)  
+86 10 5815 3381  
[andy.chen@cn.ey.com](mailto:andy.chen@cn.ey.com)

黎颂喜 (国际税务咨询服务)  
+86 10 5815 2830  
[becky.lai@cn.ey.com](mailto:becky.lai@cn.ey.com)

李婕 (公司税服务)  
+86 10 5815 3890  
[catherine.li@cn.ey.com](mailto:catherine.li@cn.ey.com)

郭达文 (企业交易税务服务)  
+86 10 5815 3377  
[david.kuo@cn.ey.com](mailto:david.kuo@cn.ey.com)

陈翰麟 (公司税服务)  
+86 10 5815 3397  
[henry.chan@cn.ey.com](mailto:henry.chan@cn.ey.com)

糜广杰 (人力资本服务)  
+86 10 5815 3990  
[jason.mi@cn.ey.com](mailto:jason.mi@cn.ey.com)

苏学敏 (转让定价服务)  
+86 10 5815 3380  
[joanne.su@cn.ey.com](mailto:joanne.su@cn.ey.com)

李展伟 (公司税服务)  
+86 10 5815 3383  
[joseph.lee@cn.ey.com](mailto:joseph.lee@cn.ey.com)

吴红 (国际税务咨询服务)  
+86 10 5815 3880  
[laura.wu@cn.ey.com](mailto:laura.wu@cn.ey.com)

赵伟见 (企业交易税务服务)  
+86 10 5815 3622  
[leo.chiu@cn.ey.com](mailto:leo.chiu@cn.ey.com)

王晨 (国际税务咨询服务)  
+86 10 5815 3809  
[lucy-c.wang@cn.ey.com](mailto:lucy-c.wang@cn.ey.com)

高滨学 (转让定价服务)  
+86 10 5815 2834  
[manabu.takahama@cn.ey.com](mailto:manabu.takahama@cn.ey.com)

魏伟邦 (公司税服务)  
+86 10 5815 3231  
[martin.ngai@cn.ey.com](mailto:martin.ngai@cn.ey.com)

闫晓光 (公司税服务)  
+86 10 5815 3226  
[samuel.yan@cn.ey.com](mailto:samuel.yan@cn.ey.com)

项思思 (公司税服务)  
+86 10 5815 2822  
[si-si.xiang@cn.ey.com](mailto:si-si.xiang@cn.ey.com)

张伟伦 (人力资本服务)  
+86 10 5815 3301  
[william.cheung@cn.ey.com](mailto:william.cheung@cn.ey.com)

## ▶ 华南区

袁泰良 (公司税服务)  
+852 2629 3355  
[clement.yuen@hk.ey.com](mailto:clement.yuen@hk.ey.com)

郭康妮 (国际税务咨询服务)  
+852 2846 9733  
[connie.kwok@hk.ey.com](mailto:connie.kwok@hk.ey.com)

陈子恒 (企业交易税务服务)  
+852 2629 3228  
[david.chan@hk.ey.com](mailto:david.chan@hk.ey.com)

赵大卫 (公司税服务)  
+86 755 2502 8180  
[david.chiu@cn.ey.com](mailto:david.chiu@cn.ey.com)

陈耀东 (公司税服务)  
+86 20 2881 2738  
[enoch-yt.chan@cn.ey.com](mailto:enoch-yt.chan@cn.ey.com)

许迅恺 (转让定价服务)  
+86 755 2502 8287  
[enoch.hsu@cn.ey.com](mailto:enoch.hsu@cn.ey.com)

陈双荣 (公司税服务)  
+852 2629 3828  
[ivan.chan@hk.ey.com](mailto:ivan.chan@hk.ey.com)

许津瑜 (企业交易税务服务)  
+852 2629 3836  
[jane.hui@hk.ey.com](mailto:jane.hui@hk.ey.com)

钟道立 (企业交易税务服务)  
+852 2629 3991  
[ken.chung@hk.ey.com](mailto:ken.chung@hk.ey.com)

孙梁励常 (公司税服务)  
+852 2629 3778  
[loretta.shuen@hk.ey.com](mailto:loretta.shuen@hk.ey.com)

麦浩声 (公司税服务)  
+86 755 2502 8289  
[ho-sing.mak@cn.ey.com](mailto:ho-sing.mak@cn.ey.com)

张柏宁 (转让定价服务)  
+852 2846 9905  
[patrick.cheung@hk.ey.com](mailto:patrick.cheung@hk.ey.com)

温志光 (人力资本服务)  
+852 2629 3876  
[paul.wen@hk.ey.com](mailto:paul.wen@hk.ey.com)

陈建荣 (公司税服务)  
+86 20 2881 2878  
[rio.chan@cn.ey.com](mailto:rio.chan@cn.ey.com)

彭绍龙 (人力资本服务)  
+86 755 2502 8160  
[sam.pang@cn.ey.com](mailto:sam.pang@cn.ey.com)

王思敏 (公司税服务)  
+852 2629 3233, +86 20 2881 2822  
[simon-sm.wang@cn.ey.com](mailto:simon-sm.wang@cn.ey.com)

曾慧明 (企业交易税务服务)  
+852 2849 9417  
[tami.tsang@hk.ey.com](mailto:tami.tsang@hk.ey.com)

## アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で141000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。

[www.ey.com](http://www.ey.com)。

## 中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版权所有。

FEA no. 03000942

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企业咨询有限公司、及び全てのグローバルメンバー・ファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、[china.services@cn.ey.com](mailto:china.services@cn.ey.com) までご連絡ください。

[www.ey.com/china](http://www.ey.com/china)